

Gメッセ群馬の利用ガイドライン

群馬県の新型コロナウイルス感染症に係る「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づき、Gメッセ群馬の施設利用については、下記のとおり対策を講じた上で、利用を開始します。

全ての警戒度(※)において、「新しい生活様式」に基づく取組及び多様な感染防止対策を講じるため、下記の対策を実施します。

【主催者へのお願い】

Gメッセをご利用される主催者においては、利用にあたり以下の事項について、ご協力をお願いいたします。

- ・来場者へマスク着用について周知してください。
- ・来場者に手指消毒の徹底について周知してください。
- ・政府の通知及び県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」による、イベントの開催制限（上限人数及び収容率）に準じた利用としてください。（別表1～4のとおり）
- ・3つの密（密閉、密集、密接）を発生しない環境としてください。
 - ・席配置を工夫する
 - ・密集せず、間近での会話、大声の会話などを控える
 - ・参加者が接近しづらい動線を設定する
 - ・スタッフによる誘導・整理を行う
 - ・必要に応じて入場制限を行う
 - ・時間差による入退場を行う 等
- ・参加者に対して、大声での声援・歓声を控えるよう周知し、大声を出す者がいた場合は、個別に注意する体制としてください。
- ・一定時間（概ね1時間程度）が経過したら、休憩を入れ、会場内の換気を行ってください。
- ・自宅での検温及び健康チェックを行い、次の項目に該当する方へは、来場の自粛をお願い・周知してください。
 - ①発熱の症状のある方（37.5度以上）
 - ②咳、全身倦怠感等の感冒様症状や結膜炎、嗅覚症状、味覚障害のある方
（咳やくしゃみを伴う喘息などの既往歴のある方は除く）
- ・催事の規模・性質等に応じて、大型サーモグラフィーや非接触式体温計による検温を実施してください。（エントランスには常時、サーモグラフィーを設置し来場者へ体温チェックをお願いしています。主催者へ貸出用非接触式体温計の用意もありますので、詳しくは施設にご相談ください。）
- ・高齢者や基礎疾患をお持ちの方については、十分注意の上来場いただくよう周知してください。

（次ページに続きます）

【主催者へのお願い】（続き）

- ・来場者の自宅での検温及び健康チェックの実施について周知するとともに、感染が発生した場合に参加者への連絡がとれる体制としてください。
例）健康状態申告書の提出により、来場者の健康状態及び連絡先を確認する
参加者リスト等の作成により、来場者の連絡先を確認する
- ・感染者が発生した場合、保健所による感染経路確認に協力をお願いします。
- ・来場者に対し、厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）のインストールや群馬県のLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の利用を促してください。
- ・来場者及び主催者スタッフに対し、移動中や移動先でも感染防止のための行動をとるよう呼びかけてください。
- ・食事を提供する場合には、大皿での取り分けは避け、パッケージされた食事を個別に提供するなどの工夫をしてください。また、極力会話を控える、2m以上の間隔を空け、お互いに向かい合わないよう食べるなどの配慮をしてください。主催者スタッフの昼食時などについても、同様です。
- ・体調不良者に対して、入場を断った場合の払い戻し等に関する措置をあらかじめ規定してください。
- ・そのほか、各業界団体等が作成しているガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策を徹底してください。

◎令和2年7月8日付「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡」に基づき、**「全国的な移動を伴うイベント」又は「イベント参加者が1000人を超えるようなイベント」**の開催する場合には、イベント等の概要や感染防止対策について、**群馬県に事前相談**が必要です。事前相談は、**イベント開催の3週間前までに**、Gメッセを通し、群馬県に対して感染防止対策チェックリスト及び必要書類の提出が必要になります。チェックリストの作成等について、詳細はGメッセにご相談ください。

【参考：群馬県ホームページ】https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00071.html

◎主催者の判断で利用をキャンセルされる場合は、お支払い済の利用料金は原則として返金できません。

ただし、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請等により、催事の開催制限や外出自粛等が要請された場合において、利用をキャンセルする時はお支払い済の利用料金を返金します。

最新の情報や詳細については、施設にご相談ください。

○**本ガイドライン及び「イベント主催者様へのお願い」をご確認いただき、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を催事関係者に周知徹底し、実施することについての確認書の提出をお願いいたします。**（様式は「イベント主催者様へのお願い」に付属しています）。

○新型コロナウイルス感染防止のための各業界団体ガイドラインを遵守した上で、本ガイドラインの趣旨に沿う利用については、上記の要請事項の全項目に適合しない場合も、特例で利用を認めることがありますので、ご相談ください。

【来場者へのお願い】

Gメッセにご来場される際は、以下の事項について、ご協力をお願いいたします。

なお、会議・イベント等の参加者以外は、入館をご遠慮いただいております。

- ・マスク着用及び施設内に設置された消毒液にて手指消毒を実施してください。
- ・自宅にて検温及び健康チェックを行い、次の項目に該当する方は来場を自粛してください。
 - ①発熱の症状のある方（37.5度以上）
 - ②咳、全身倦怠感等の感冒様症状や結膜炎、嗅覚症状、味覚障害のある方
（咳やくしゃみを伴う喘息などの既往歴のある方は除く）
- ・エントランスのサーモグラフィーにて検温していただき、発熱症状（37.5度以上）があった方は入館を自粛してください。
- ・高齢者や基礎疾患をお持ちの方については、十分注意の上来場してください。
- ・主催者からの要請による健康状態申告書又は連絡先の確認等に協力してください。
- ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）のインストールや群馬県のLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の積極的な利用してください。
- ・移動中や移動先でも感染防止のための行動をとってください。

【Gメッセ群馬の対応】

新型コロナウイルスの感染を防止し、主催者の皆様及びご来場者の皆様に安心して、Gメッセ群馬をご利用いただくため、次の対策を講じます。

- ・検温のため、エントランスにサーモグラフィーを設置しています。発熱症状（37.5度以上）のある方については入館自粛をお願いします。
- ・各部屋の上限人数は、別表1～4のとおりとしますが、会場のスケールアップについては、柔軟に応じます。
- ・共用部分（ドアノブ、エレベーターのボタン等）について消毒をこまめに実施します。
- ・貸出備品（机、イス等）の消毒は、施設側で実施します。
- ・施設内に消毒液を設置します。
- ・会議の受付等に利用するための飛沫防止ビニールを無料で貸し出します。
- ・換気設備の運転を強化します。
- ・利用階以外の立入りを制限します。
- ・会議や催事等の参加者以外の入館を制限します。

○館内の混雑を防止するため、やむを得ず入館を制限し、一時入館をお待ちいただく場合がございますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

【施設の利用上限について】

イベントの開催制限（上限人数及び収容率）は、国の基本的対処方針等を踏まえ、次のとおりとします（10/10～）。なお、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請等により、イベントの開催制限については、変更となる場合があります。

（1）業種別ガイドラインの見直しを行っていない場合（現状どおり）

業種別ガイドラインの見直しが行われていない場合の開催制限は、現状どおり、別表1のとおりとします。なお、各部屋別の利用上限人数は、別表4のとおり定員の50%です。

【別表1】

期間	屋内	屋外
8/1～	5,000人	5,000人
	50%以内	十分な間隔 (人と人との間隔を十分確保)

【注1】 上段は「人数上限」、下段は「収容率（定員に対する割合）」を示す。

【注2】 「上限人数」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

【注3】 「十分な間隔」はできれば2mを確保する。

（2）業種別ガイドラインの見直しを行い、必要な感染防止策が担保され、感染防止上の取組が公表されている場合

業種別ガイドラインの見直しを行い、必要な感染防止策が担保され、感染防止の取組が公表されている場合は、開催制限を緩和し、別表2のとおり、「収容率」及び「人数上限」のいずれか小さい方を限度とします。各部屋別の利用上限人数は、別表3及び4のとおりです。

【別表2】

収容率	大声での歓声・声援等		例
	ないことを前提とする（※1）	100%以内	
	想定される（※2）	50%以内	ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス等
人数上限	「5,000人」又は「収容定員の50%」のいずれか大きい方		

①大声での歓声、声援などが無いことを前提としうる場合

【別表3】

部屋名	分割	収容人数					
		シアター (通常)	シアター 上限人数	スクール (通常)	スクール 上限人数	立席 (通常)	立席 上限人数
展示 ホール	全面	10,000	5,000 (50%)	-	-	10,000	5,000 (50%)
	1/3	2,500	2,500 (100%)	2,350	2,350 (100%)	3,800	3,800 (100%)
メイン ホール	全面	1,000	1,000 (100%)	810	810 (100%)	1,000	1,000 (100%)
	2/3	700	700 (100%)	510	510 (100%)	700	700 (100%)
	1/3	350	350 (100%)	255	255 (100%)	350	350 (100%)
大会議室	全面	500	500 (100%)	360	360 (100%)	500	500 (100%)
	1/2	250	250 (100%)	180	180 (100%)	250	250 (100%)
中会議室	全面	200	200 (100%)	162	162 (100%)	-	-
	1/2	100	100 (100%)	90	90 (100%)	-	-
小会議室 (4階)	全面	40	40 (100%)	36	36 (100%)	-	-
小会議室 (3階)	全面	40	40 (100%)	30	30 (100%)	-	-

※屋外展示場については、密が発生しない程度の間隔（最低限、人と人とが接触しない程度の間隔）を空けることとします。

※各交流室及び特別応接室について、各部屋の利用上限人数は定員どおりとします。

②大声での歓声、声援などが想定される場合

【別表 4】

部屋名	分割	収容人数					
		シアター (通常)	シアター 上限人数	スクール (通常)	スクール 上限人数	立席 (通常)	立席 上限人数
展示 ホール	全面	10,000	5,000 (50%)	-	-	10,000	5,000 (50%)
	1/3	2,500	1,250 (50%)	2,350	1,175 (50%)	3,800	1,900 (50%)
メイン ホール	全面	1,000	500 (50%)	810	405 (50%)	1,000	500 (50%)
	2/3	700	350 (50%)	510	255 (50%)	700	350 (50%)
	1/3	350	175 (50%)	255	127 (50%)	350	175 (50%)
大会議室	全面	500	250 (50%)	360	180 (50%)	500	250 (50%)
	1/2	250	125 (50%)	180	90 (50%)	250	125 (50%)
中会議室	全面	200	100 (50%)	162	81 (50%)	-	-
	1/2	100	50 (50%)	90	45 (50%)	-	-
小会議室 (4階)	全面	40	20 (50%)	36	18 (50%)	-	-
小会議室 (3階)	全面	40	20 (50%)	30	15 (50%)	-	-

※屋外展示場については、十分な人と人との間隔（1m）を空けることとします。

※各交流室及び特別応接室について、各部屋の利用上限人数は定員の50%とします。

(※1) 大声での歓声、声援などがないことを前提としうるイベントの例

音 楽	クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演 劇 等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等
舞 踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
講演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展 示 会	各種展示会、商談会、各種ショー
そ の 他	映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地

(※2) 大声での歓声、声援などが想定されるイベントの例

音 楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレース
公 演	キャラクターショー、親子会講演 等
ライブハウス ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
そ の 他	遊園地（絶叫系のアトラクション）

○今後、警戒度の状況の変化により、予約された施設のご利用ができない場合や本ガイドラインの内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

※注) ○警戒度の設定について

●群馬県独自の警戒度として、県内外の感染拡大の状態を警戒度として4段階に設定します

●客観的な指標と総合的な判断により、2週間単位で警戒度を移行します

※但し、警戒度を上げる場合は迅速に判断します

最新の警戒度は【群馬県ホームページ】をご覧ください (<https://www.pref.gunma.jp/>)

■群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請について、最新の情報は群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/>) をご確認ください。